

保育士登録について

・児童福祉法の改正により、保育士資格が法定化され、保育士は都道府県の保育士登録簿に登録しなければ保育士の名称を使用することができなくなりました。

これに伴い、本学で保育士資格に係る所定の単位を修得され、かつ卒業要件を充足する予定の方については、学生よりの登録申請書等を取りまとめ本学より、都道府県から委託事務を受けている登録事務処理センター（取扱機関：社会福祉法人日本保育協会）へ一括して、申請することになりました。**9月卒業生については、一括申請はありませんので、個人で手続きしていただきます。**流れを図示すると下表のようになります。（年度によって、変更になる場合があります。）

日 程	登録事務処理センター	学 生	大 学
11月中旬		←	「保育士登録の手引き」配布
11月下旬		「保育士登録申請書」作成 ※登録手数料振込 (4,200円郵便局)	申請取り纏め 「指定保育士養成施設卒業見込 証明書」(改正規則第6条の6) 作成 「申請書」と共にセンターへ一 括送付
12月上旬	←		
1月末	(センター) 不明事項は学生に直接 問い合わせる	→	
2月末	←		未修了者の報告
3月中旬	(センター) ←		センターへ卒業・修了証明書の送付
3月中旬～31日	←		修了保留者確定連絡及び保留者の「指定保育士養成施設卒業証明書」(改正規則第6条の6)作成・送付
3月末	(都道府県) 登録決定(確定) (センター) 保育士登録済通知書兼 保育士証記載事項確認書	→ 確認 (訂正等がある場合には4月20日までに連絡)	
4月1日		保育士となる	
6月頃	保育士証 →	受理	

※詳細については、当該時期になりましたら概当学生に個別にご連絡いたします。